

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

新潟県

## 第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

### 1. 平場地域

#### (1) 現況

本地域は、広大な農地を有しており、営農を通じて国土の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されている。一方、農業者の高齢化により農家数が減少しており、農地の受け皿となる担い手農家の育成が重要となっている。

このため、規模拡大に伴い、農用地、水路、農道等の保全管理に係る担い手農家の負担が増加することから、共同活動の推進により負担の軽減を図る必要がある。

また、更なる多面的機能の発揮に向けては、保全管理のための共同活動のほか、自然環境の保全に資する農業の生産方式の普及・定着を図る必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者のほか、地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、「法」という。）第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業の実施を推進する。これにより農業者等が共同で取り組む保全活動を活性化するとともに、生物多様性の保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動を展開し、多面的機能の発揮を促進することとする。

### 2. 中山間地域等

#### (1) 現況

本地域は、豊かな自然環境のもと、国土の保全や水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しているものの、棚田等の傾斜農地や積雪も多いなど生産条件が厳しく、過疎化・高齢化が進行しており、これら機能の低下が懸念される。

このため、持続的な農業生産に向けた取組や農用地、水路、農道等の保全管理のための共同活動を推進し、耕作放棄地の発生を防止する必要がある。

また、更なる多面的機能の発揮に向けては、自然環境の保全に資する農業の生産方式の普及・定着を図る必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者のほか、地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業の実施を推進する。これにより、農業者等が共同で取り組む保全活動の継続や生産の組織化など、持続的な営農体制の構築を図るとともに、生物多様性の保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動を展開し、多面的機能の発揮を促進することとする。

※平場地域は、平地農業地域などの農業生産条件の良好な地域

※中山間地域等は、棚田等の傾斜農地を多く抱える地域や離島などの農業生産条件の不利な地域

## 第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者との協議や、県との調整を進めることとする。

## 第3 促進計画の作成に関する事項

### **1 促進計画の区域について**

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

### **2 促進計画の目標について**

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

### **3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について**

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

### **4 重点区域の区域**

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

### **5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項**

市町村の判断により必要と認められる事項を記載することとする。

#### 第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

- ・ 第三者委員会の設置

本方針に基づく施策が効果的に実施されるよう、その取組の実施状況の点検及び事業効果の評価を行うための第三者委員会を法第3条第3項各号の事業ごとに設置する。

- ・ 推進体制の整備

県は、市町村、農業団体等との連携のもと、認定事業の円滑かつ効果的な実施が図られるよう、農業者団体等に対し地域の実状を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することとする。